

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
インバウンド向けガイド育成及び新たな体験コンテンツの販売等支援業務
にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を活用したインバウンド向けの新しい体験コンテンツを造成・販売し、得られた利益を本遺産群の保存に還元することを目指し実施するものである。本事業は前年度より実施しており、新しいインバウンド向けコンテンツとして「宗像版サスティナブルツーリズム」を造成した（詳細は別紙「令和6年度実績報告」参照）。

本業務では、ガイドスキルが高く、言語が堪能で、地域の歴史や情報に詳しいインバウンド向けガイドを育成し、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした体験コンテンツ（「宗像版サスティナブルツーリズム」他）全体をアテンドするスルーガイドとすることで、訪日外国人観光客に対する高いホスピタリティをもったツアーを実現する。そのうえで、インバウンドに向けたPR動画等の作成や広告出稿等を通じて、当該体験コンテンツの魅力を国内外に発信するとともに、OTA等を活用した販売を開始するものである。なお、販売にあたっては、体験コンテンツが地域の観光振興や地域の活性化を図るものであること、利益の一部を本遺産群に還元するような持続可能な観光開発であることが求められる。

2 実施主体

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
インバウンド向けガイド育成及び新たな体験コンテンツの販売等支援業務

(2) 業務内容

別添、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
インバウンド向けガイド育成及び新たな体験コンテンツの販売等支援業務仕様書（以下、「委託業務仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年2月20日（金）まで

4 業務に要する費用

6, 171, 000円（消費税および地方消費税を含む）以内

5 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）が規

定する者に該当しないこと。

- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成26年2月17日25総セ第22850号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

6 参加申込

本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書(様式1)に記入し下記のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月17日(水)正午まで

(2) 提出方法

本実施要領13に記載しているメールアドレス宛に参加申込書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

7 企画提案書提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年9月24日(水)正午まで

(2) 提出先

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館・世界遺産室内
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 北棟8階

(3) 提出方法

郵送もしくは持参

(4) 注意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できない。
- ・ 郵送による提出の場合は、提出期限までに必着とする。
- ・ FAX、電子メールによる提出は受け付けない。

8 仕様書及び本実施要領に関する質問の受付等

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、質問書(様式2)に必要事項を記入し下記のとおり提出すること。なお、電話による質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月10日(水)正午までとする。なお、受付期間外の質問については一切受け付けない。

(2) 提出方法

本実施要領13に記載しているメールアドレス宛に質問書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

(3) 回答方法

令和7年9月12日(金)までに、福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書の作成方法等

提案対象となる業務内容について、下記の事項を記載すること。

(1) 提案事業者の概要

- ・ 提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・ 業務を受注するにあたってのセールスポイント
- ・ 国又は地方公共団体の受注業務等実績（特に当該事業に類似した事業）

(2) 業務全体の概要

- ・ 業務全体の運営管理、業務実施体制

(3) 業務内容の詳細

- ・ 別添「委託業務仕様書」の項目に対する具体的な企画案

なお、企画提案書には下記の項目を含めること。

① 提案概要・業務スケジュール

内容：提案内容の概要と業務スケジュールを1ページ程度にまとめたもの。

② インバウンド向けガイドの育成方法とガイドテキスト案

目的：ガイドスキルが高く、言語が堪能で、地域の歴史や情報に詳しいインバウンド向けガイドを育成し、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした体験コンテンツ（ツアーを含む）全体をアテンドするスルーガイドとする。

内容：対象となるガイドの選定方法と理由、ガイドの育成方法、ガイドの育成実績、育成のために使用するガイドテキスト案を提案すること。

③ 研修会などの実施方法

目的：広告、販売、ツアーの実施をスムーズに展開するための関係者研修会や練習会を実施し、ユーザビリティやホスピタリティの高いツアーを実現する。

内容：研修内容、対象者、開催頻度、研修会等の実施によって得られる成果を提案すること。

④ インバウンド向けPR動画等、広報媒体の作成

目的：インバウンド向けPR動画や広報媒体を作成し、体験コンテンツの魅力を国内外に発信し、販売促進を図る。

内容：作成予定の広報媒体案、顧客層（タビナカ・タビマエなど）、出稿先、効果を提案すること。

⑤ 販売体制の構築・販売の開始

目的：体験コンテンツの販売を11月目途に開始し、販売した際に得られる利益を本遺産群の保存活用に還元する。

内容：販売用タリフ案、営業方法、販売方法、販売目標などを提案すること。

(4) 所要経費

- ・ 「委託業務仕様書」に基づく業務全体の費用及び積算の内訳（消費税及び地方消費税の額（10%とする）を明示）

(5) 企画提案書の様式

- ・ 企画提案書のページ数は表紙を含めて 20 ページ以内とする。
- ・ A4 版片面印刷で作成。ただし、図表等は A3 版でも可。
表紙には、業務の名称、会社名（団体名）、提出年月日を記載。

(6) 提出部数

- ・ 6 部（正本 1 部、副本 5 部）ただし、副本は複写可。

(7) その他

- ・ 提出された企画提案書等は委託先の選考のみに使用する。
- ・ 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- ・ 本要領に示したプロポーザル参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。
- ・ 企画提案書の内容をそのまま委託業務として採用することを了承するものではない。
- ・ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

10 委託先の選考

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「本協議会」という。）に設置する「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群におけるインバウンド向けガイド育成及び新たな体験コンテンツの販売等支援業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を受託候補者とし、審査の結果は企画提案書提出期限より 2 週間以内に通知する。

- ・ 受託事業者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・ 企画提案者が 1 者のみの場合であっても、選定委員会で審査の上、受託候補者を決定する。

11 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者と委託契約を締結する。なお、委託契約締結に係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、受託候補者を選定した後、その候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定する。
- (4) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条の規定により、「当初委託契約額（消費税込）」の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を本協議会に納付する。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去 2 年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。
- (5) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

1.2 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「5.参加資格」の参加資格要件を満たさない者が提案・応募したとき。
- (2) 法令の規定若しくは提案・応募に関する条件に違反、又は違反が発覚したとき。
- (3) 応募時又は応募後に不正行為をしたとき。
- (4) 虚偽記載又は契約締結の見込みがないと認められるとき。
- (5) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

1.3 問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館・世界遺産室内

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

電話：092 - 643 - 3162

FAX：092 - 643 - 3163

メール：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp